

# 被害者等による少年審判の傍聴の法制化の問題点

自由法曹団

平成20年4月8日

## 「少年法の一部を改正する法律案」(内閣提出)

本法案は、「被害者等による少年審判の傍聴の法制化」を含み、本法案によれば、家庭裁判所は、殺人等の重大事件について、被害者等から申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、被害者等の傍聴を許すことができることとなる。

## 弱者対弱者の問題であること

まず、この問題が、被害者対少年という「弱者対弱者の問題」であることが理解されるべきである。被害者側の事情と同様に、社会が守るべき少年側の事情、少年審判の実態を踏まえた十分な検討が必要である。

## 被害者支援の必要性

被害者支援の必要性は誰もが認めるところであり、被害者の実情について十分に審議されるべきことは当然である。自由法曹団の本年1月21日付け意見書でも、被害者支援のための取組み・制度(2000年少年法改正における被害者配慮規定、民間支援団体による被害者支援等)を挙げつつも、未だ不十分であり、さらなる尽力の必要性、考え得る施策等を指摘している。

## 少年側の問題について語られない審議経過

本法案提出に至るまでの法制審議会における審議は、ヒアリングも被害者側からのみ、傍聴反対意見に対してはお茶を濁した議論しかなされず、少年審判の実態、非行少年の実情について十分に検討されないまま終了し、到底、慎重・公平な審議とは言えない。国会において同様の経過が繰り返されてはならない。

## 少年審判の目的・機能

少年審判手続は、「少年の健全な育成」という少年法の目的のもとで、非行少年への責任追及・処罰ではなく、非行事実の確認、非行の背景の解明をした上で、更生に相応しい処分を決定する手続。また、審判手続を経ること自体が、少年が非行に向き合い、主体的に内省を深めるきっかけとなるものであり、健全育成を図るための働き掛けを行う場としてのケースワーク的機能も有する。

## 少年の主体的参加が手続の要であり、関係者の協力という手続構造

このような少年審判手続にとって、少年が主体的に手続に参加できるようにすることが、その要となる。しかし、少年は、発達途上にあり、未成熟で理解力や自己表現力、コミュニケーション能力に乏しいことが多

い。特に非行少年には、家庭崩壊、養育放棄、体罰、いじめなどの被虐待体験を持ち自己肯定感を持っていない者も多い。大人とコミュニケーションを苦手とし、大人に対して緊張して心を閉ざし、審判廷でも、会話が成立しないことがしばしば起こる。実際の審判手続では、このような少年に対して、まず受容的に話を聞き出し、少年に対する共感を示しながら発言を促し、その犯した非行やその背景にある問題性に気付かせ、内省を促していくことが行われる。少年審判手続に関与する者は、裁判官の他、保護者、付添人、調査官、検察官関与と決定があった場合の検察官、保護観察官、保護司、法務教官、法務技官及び教員等であるが、いずれも少年を保護・教育し、更生させる目的に協力する立場に立つ関係者であるという手続構造を有する。(この点で「検察官」対「被告人」という対立構造を前提とする成人の刑事裁判とは異なる。)しかし、本法案においては、被害者等が少年審判を傍聴する目的には限定がなく、被害者等は少年の健全育成を願う者として傍聴するわけではない。そのような被害者等が審判廷に存在することは、少年を更生させる目的に協力する立場に立つ関係者だけが関与している少年審判の手続構造を変容させ、実際的にも、審判での少年の萎縮をもたらし、犯した非行やその背景を語り、落ち着いて考えることを妨げるなど、少年審判手続の要である「少年の主体的な手続参加」の実現と衝突し、少年審判の機能が阻害され、健全育成という少年法の目的を達成しえない危険が大きい。

## 多数の弊害、被害者にとっても弊害

また、被害者等の傍聴の前では、少年の成育歴、家族関係などプライバシーにわたる事項が明らかにできず、それを前提とした適切な処遇選択の困難も懸念される。少年が萎縮し弁解を語れなくなることにより、裁判官が少年の非行事実の存否に関わる判断を誤るという冤罪も危惧される。さらには、裁判官が、傍聴している被害者等への配慮を強いられ、従前通りの少年の協力者としての立場ではいられず適切な処遇をくぐらせない事態も懸念される。真実発見が阻害され、適切な処遇がなされず、少年の更生が図られないことは、被害者にとっても弊害が大きい。

## 被害者等の審判傍聴の法制化は採用しえない手段

被害者支援、被害者等の思いの実現への尽力は必要不可欠であることは大前提であるが、それでも「被害者等による少年審判の傍聴の法制化」という手段は、少年審判構造を変容させ、審判の機能を阻害し、健全育成という少年法の目的を実現しえないおそれが大きく採用できない手段である。